

平成29年（ハ）第14号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 広島県

意見書

平成29年9月6日

庄原簡易裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 福 永

孝



第1 被告の意見

原告の平成29年9月5日付文書提出命令の申立を却下する、との裁判を求める。

第2 理由

1 被告は文書を所持していないこと

原告が提出を求める原告の警察官調書は、乙1号証のとおり既に検察庁に送られて現在捜査中であり、被告は所持していないから提出義務を負わない。

2 引用文書ではないこと

被告は、原告の訴状記載の「私（被害者）の警察官面前調書に「厳重なる処罰を求めます」との記載を求め記載されました。」との主張に対して、認めると認否したにすぎない。

そして、引用の態様としては「当事者が自己の主張を正当化するために文書の存在および内容を積極的に援用する必要があり、相手方の照会や裁判所の釈明に答えて当事者が文書の所持を認めても、ここでいう引用とはみなされない」とされているところ（東京高判昭和40年5月20日判タ178号147頁）、前記のとおり被告は「認める」との認否をただけであり、書面の内容を積極的に援用したことはないので、引用文書に該当する余地はない。

3 不起訴記録であって提出の必要性もないこと

原告が提出を求める警察官調書は捜査中の証拠であるから刑事訴訟法47条の「訴訟に関する書類」に該当するので、原則非公開とされ、例外的に「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認めれる場合」のみ閲覧等できるとされており、具体的な実務運用としては、概要、原則は実況見分調書のみが開示されており、他の書類は、第三者等の名誉・プライバシーを侵害するものでなく、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがない場合で、しかも、その証拠なくしては立証が困難な場合（代替性がない場合）にのみ開示が可能ということとされている。

すなわち、刑訴法47条と文書提出命令との関係についての判例は、刑事関係文書（民事訴訟法220条4号ホ（以下民事訴訟法220条は略する。））については公開を例外的にしか許容しない刑事訴訟法47条の趣旨を踏まえながら、3号の法律関係文書の枠内で提出義務を検討している。この点、最決平成16年5月25日民集58巻5号1135頁（以下「平成16年最決」という。）は、共犯者の供述証拠に関して、刑訴法47条の趣旨として「同条ただし書の規定による「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係人の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該「訴訟に関する書類」を保管する者の合理的な裁量に委ねられて」おり、「民事訴訟の当事者が、民訴法220条3項後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であつて、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができる」と判示しているのである。

なお、刑事関係文書の開示について、その所持者の裁量権を認めることの原因としては、①刑事関係書類の開示については、刑事法規において、その手続段階に応じて自己完結的な定めがなされており、刑訴法47条の開示に関する保管者の

判断については不服申立ての制度がないこと、②刑事関係書類は、不起訴になれば公開されることは予定されていない上、たとえ起訴されたとしても、公判に提出するかどうかは検察官の裁量にゆだねられており、原則として検察官において被告人等の開示する義務はなく、被告人は刑事公判手続においてさえも、検察官の手持ち証拠の開示を求める権利を有するものではないこと、③開示の相当性の判断に当たっては、当該事件の捜査、公判への影響や被告人、被疑者その他関係者のプライバシー侵害の有無のみならず、当該文書の記載内容と関連する他の事件、さらには捜査、公判一般への影響をも考慮する必要があること、④保管者において名誉、プライバシー侵害のおそれや捜査、公判への影響についての的確に主張、疎明することは事の性質上困難な場合も多く、入手できる情報に限りがあり、当該文書の記載内容を見ることもできない裁判所が開示の相当性について必ずしも的確に検討判断し得る保障があるとはいえないこと（被告代理人注：刑事関係文書にはインカメラ手続きがない。）等が指摘されている（最高裁判所判例解説・民事・平成16年（上）p355以下）。

以上を前提に、本件が例外的に文書提出が必要な事件かということになるが、前記とおり、被告は、原告の警察官調書に「嚴重なる処罰を求めます」との記載を求め記載されました。」との主張を認めており、争っているわけではないから、それ以上に文書提出の必要がないことは明らかである。

4 以上より、本件で文書提出命令を認める理由はないというべきである。

以上